

社会福祉士及び介護福祉法施行規則の一部を改正する省令〔喀痰吸引等関係〕（概要）

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等による喀痰吸引等の実施を可能とすることに伴い、①喀痰吸引等の内容のほか、②喀痰吸引等の業務を行う事業者や介護職員等に対し研修を行う者について、都道府県の登録基準等を定める。

1. 喀痰吸引等の内容

- 喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- 経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）

2. 喀痰吸引等の業務を行う事業者の登録基準

(1) 医療関係者との連携に関する基準

- 医師の文書による指示、対象者の心身の状況に関する情報共有
- 喀痰吸引等の実施内容に関する計画書・報告書の作成 等

(2) 安全適正に関する基準

- 実地研修を修了していない介護福祉士に対し、医師・看護師等を講師とする実地研修の実施
- 安全確保のための体制の確保（安全委員会等）、感染症予防措置、秘密保持 等

3. 研修機関の登録基準

- 医師・看護師等が講師として研修（※）を行うこと
→ 研修の各段階において受講者の修得程度を適切に審査、修了者に対しては修了証の交付
- 十分な講師数、研修に必要な器具等の確保
- 研修修了者の指名等を記載した帳簿の作成・保管、都道府県知事への定期的な報告 等

（※）研修課程については、

- ・ 第1号研修（1の喀痰吸引等の内容全てについて実地研修を行う）
- ・ 第2号研修（1の喀痰吸引等の内容のうち、口腔内・鼻腔内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養について実地研修を行う）
- ・ 第3号研修（1の喀痰吸引等の内容のうち、特定の者に対する必要な行為について実地研修を行う）

の3類型を規定。

施行日：平成24年4月1日

(1) 喀痰吸引等の業務を行う事業者の登録基準

1. 医療関係者との連携に関する基準

- ① 介護福祉士等が喀痰吸引等を実施するにあたり、医師の文書による指示を受けること。
- ② 医師・看護職員が喀痰吸引等を必要とする方の状況を定期的に確認し、介護福祉士等と情報共有を図ることにより、医師・看護職員と介護福祉士との連携を確保するとともに、適切な役割分担を図ること。
- ③ 喀痰吸引等を必要とする方の個々の状況を踏まえ、医師・看護職員との連携の下に、喀痰吸引等の実施内容等を記載した計画書を作成すること。
- ④ 喀痰吸引等の実施状況に関する報告書を作成し、医師に提出すること。
- ⑤ 喀痰吸引等を必要とする方の状態の急変に備え、緊急時の医師・看護職員への連絡方法をあらかじめ定めておくこと。
- ⑥ 喀痰吸引等の業務の手順等を記載した書類(業務方法書)を作成すること。

2. 喀痰吸引等を安全・適正に実施するための基準

- ① 喀痰吸引等は、実地研修を修了した介護福祉士等に行わせること。
- ② 実地研修を修了していない介護福祉士等に対し、医師・看護師等を講師とする実地研修を行う(※)こと。
- ③ 安全確保のための体制を整備すること(安全委員会の設置、研修体制の整備等)。
- ④ 必要な備品を備えるとともに、衛生的な管理に努めること。
- ⑤ 上記1. ③の計画書の内容を喀痰吸引を必要とする方又はその家族に説明し、同意を得ること。
- ⑥ 業務に関して知り得た情報を適切に管理すること。

(※)実地研修の内容は、後述の登録研修機関と同様(口腔内の喀痰吸引…10回以上・その他…20回以上)。

(注) 病院・診療所は、医療関係者による喀痰吸引等の実施体制が整っているため、喀痰吸引等の業務を行う事業所の登録対象としない。

(2) 喀痰吸引等研修機関の登録基準

1. 研修内容に関する基準

- ① 研修課程(※)に応じ、必要な時間数・回数を確保すること。
- ② 講義・演習・実地研修の各段階ごとに、適切に修得の程度を審査すること。
- ③ 研修終了者に対し、研修を修了したことを証する書類を交付すること。

(※)研修課程は、業務の必要性に応じ、以下の3類型を設ける。

- ① 第1号研修…口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養の全てを実施。
- ② 第2号研修…口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養を実施。
- ③ 第3号研修…必要な行為についてのみ実施。

(※)実地研修の回数は、

- ① 第1号研修…口腔内の喀痰吸引は10回以上、その他は20回以上。
- ② 第2号研修…口腔内の喀痰吸引は10回以上、その他は20回以上。
- ③ 第3号研修…個々の必要な行為について、医師等の評価により受講者が知識・技能を修得したと認められるまで実施。

2. 研修を適正・確実に実施するための基準

- ① 実務に関する科目は、医師、保健師、助産師又は看護師が講師となること。
- ② 受講者の数を勘案して十分な数の講師を確保すること。
- ③ 研修に必要な器具等を確保すること。
- ④ 研修業務を適切・確実に実施するための経理的基礎を有すること。
- ⑤ 研修修了者の氏名・住所・終了日等を記載した帳簿を作成・保存すること。
- ⑥ 研修修了者の氏名・住所・終了日等を記載した研修修了者一覧表を、定期的に都道府県知事に提出すること。
- ⑦ 研修の受付方法、料金、実施方法、安全管理体制、帳簿の保存に関する事項等を記載した業務規程を定めること。

(3) 経過措置について

○ 介護福祉士の法令上の取扱いについて

当面は、研修機関の研修を受講し、喀痰吸引等を行える介護従事者である旨の都道府県知事の認定証の交付を受けて、喀痰吸引等を実施することになる。

※平成27年4月1日以降においては、研修修了後、介護福祉士(特定登録者)となり喀痰吸引等を実施することも可能。

(※) なお、平成24年度以降において介護福祉士の養成課程で喀痰吸引等の教育を受け、平成27年度以降の国家試験を合格した者については、実地研修の修了に応じた登録を行い、喀痰吸引等を実施。

○ 現在、運用上の取扱いとして下記通知(※)により喀痰吸引等の実施が認められている介護従事者

研修機関の研修を改めて受講しなくても、喀痰吸引等を適切に行うための知識・技能を修得している旨の証明書類を提出し、喀痰吸引等を行える介護従事者である旨の都道府県知事の認定証の交付を受けて、喀痰吸引等を実施することとなる。

- (※) ・ ALS患者の在宅療養の支援について(平成15年7月17日発出)
・ 盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて(平成16年10月20日発出)
・ 在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引等の取扱いについて(平成17年3月24日発出)
・ 特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて(平成22年4月1日発出)